

第3回新庁舎建設に関する調査特別委員会記録

- 日 時 令和3年1月8日（金） 午前9時30分開始 午後0時32分閉会
- 場 所 知覧庁舎本館2階 委員会室
- 議 題 新庁舎建設について
- 出席者 委員長 吉永賢三
副委員長 山下つきみ
委員 西山一 取違博文 上赤秀人 大倉野由美子 米満孝二 大倉野忠浩
鮫島信行 日置友幸 川畑実道 内園知恵子 西次雄 今吉賢二
菊永忠行 蔵元慎一 竹迫毅 浜田茂久 松久保正毅 加治佐民生
説明員 総務課長 別府誠 財政課長 橋口和久 新庁舎建設準備係長 池田秋英
行政改革推進係長 牧田昭五郎 財政係長 梶井正人
議会事務局長 菊永隆信
書記 松山啓志 川崎弘一郎 福永ひとみ 尾辻圭市

【会議の概要】

委員長 : 第3回新庁舎建設に関する調査特別委員会を開会する。

1. 新庁舎建設について

総務課長 : 市の推進体制については本年1月1日付けで総務課に新庁舎建設準備係長1名を配置して、今後の推進計画、スケジュール等を含め、諸手続や課題等を検討するほか、庁内組織のワーキンググループ及び市内検討、市民検討会組織の構成案などについて準備を進めていく。令和3年度からは全庁的に新庁舎建設を推進するために担当の課を新設し、庁内各課との調整、住民説明会の開催、基本構想・基本計画の策定を推進する。

新庁舎建設準備係長 : 計画、設計及び工事関係について令和3年度6月中旬をめぐり、基本構想・基本計画案策定業務の支援の業務委託契約を締結し、策定の完了を令和3年度中としている。令和4年度は、基本設計の策定を11月ごろまでに完了し、実施設計は遅くとも1月中旬までに契約を締結し、事業着手の予定である。令和5年度以降は開発許可手続等の各種手続を完了した後、令和6年度以降に本体及び外構工事に着手となる見込みである。なお、令和5年度以降のスケジュールについては、令和3年度以降詳細なものとしていく。

次に、市民参画について、令和3年4月に市民等の外部委員からなる新庁舎建設検討委員会を設置し、市長の諮問に応じて基本構想等の策定に向けて協議していく。また、事業の進捗状況に応じ、市民説明会や市民アンケート、市民ワークショップ、パブリックコメント等を計画的に実施する予定である。

次に議会関係について、本年3月の定例会に基本構想・基本計画策定のための関係予算や新庁舎建設に向けた推進体制を図るため、仮称、新庁舎建設推進課の設置条例や新庁舎建設検討委員会条例等の関係議案を提案する予定である。合併推進債の取扱いの経過措置については、令和3年4月の地方債同意等基準に明記されることを県市町村課分権推進係と確認している。このようなことから、合併新市基本計画の庁舎整備の項目について、現在の建設に向けた検討を進めていくという内容を新庁舎建設に取り組むという内容に修正を行う必要があるため、令和3年4月以降に、国、県と変更協議を進めていくこととしており、協議が整った後、令和3年9月議会定例会をめぐり、合併新市基本計画の変更の議案を提案する予定である。

財政課長：財政シミュレーションについては、前回の全員協議会の際に、資料4 財政の見直しということで提出したものを大きく広げてある。まず、歳入の主な見直し点については、地方税について、平成30年、令和元年度の決算をもとに上段の下げ幅を参考として推計している。なお、新型コロナウイルス感染症の影響等は、現在は加味していない。上段が中期財政計画、下段の今回の色がついているほうが、今回の見直しを行ったものである。各種交付金については、平成30年、令和元年度の決算をもとに調整している。

次に地方交付税については、平成30年、令和元年度の決算をもとに、今年度、国勢調査が行われたので、国勢調査に基づく人口減少と交付税で措置される見込みとなる地方債を借入れた場合の公債費を反映して今回の積算をしている。国勢調査の影響については5年ごとに行われるので、令和3年度と令和8年度においてその影響が出る。

次に繰入金は財政計画の数値に財政調整基金、庁舎建設整備基金、庁舎整備基金については令和4年度に合併推進債を全額借入れたと想定した場合でのもので積算し、この年度に必要な分の満額を掲載している。他にきばいやんせ南九州市ふるさと基金等を加えて積算している。現在、きばいやんせ基金については、ふるさと寄附金の収入が伸びており、積立額等を考慮した中で、毎年度約4億円程を考慮して繰入れを加えている。地方債については、財政計画の数値に庁舎建設、太陽光発電、川辺分遣所と新クリーンセンターに係る部分を考慮して掲載をしている。令和6年度以降については、財政計画と同じ数値で積算している。令和2年度から5年度にかけて、先ほど説明した部分を、考慮して試算してある。その他の財政計画の数値について、きばいやんせ寄附金を令和3年度以降の積算については考慮していない。

ふるさと寄附金については、きばいやんせ事業と積立金で同じ額になる。今後どのように増えるかもしくは減るのが予測が出来ないために考慮はしていない。歳入と歳出が同額となることから、令和3年度以降については、積算はしていない。

歳出について、義務的経費の中の公債費については、現在借入れているものと地方債の借入れの予測から、今後発生するであろう見込みの償還額を試算して計上して

いる。その他の経費の部分の物件費や補助費等について、令和2年度の部分でだいぶ大きくなっているが、物件費については、きばいやんせ事業があることなどから、数値が令和元年度、令和2年度において大きくなっている。令和3年度以降についてはその分を加味しない形で計上している。うち補助費等の令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の関係の特別定額給付金等を含んでいることから増えている。なお、財政計画の際に、令和2年度から令和5年度にかけて新クリーンセンター分を補助費等で計上していたが、この分を普通建設事業費、投資的経費のほうへ組み入れて算定をしている。

投資的経費について、財政計画に令和3年度から5年度については、庁舎建設、新クリーンセンター、太陽光発電、川辺分遣所等を加えた形での積算をしている。1番下の表では、収支の見込額を計上している。なお、この表は、中期財政計画に基づく財政計画を精査して見直してはいないので、今後、この部分について、また令和3年、4年度に中間見直しを行う際に数値等は変わってくると考えている。

3ページについては、一般単独事業債を借入れた場合での試算である。主に変わる部分には色を付けている。令和4年度に庁舎に係る借入れを行うとした場合、まず、繰入金に変更となる。理由としては合併推進債を活用した場合、事業費を40億円とした場合に36億円推進債では借入れが出来るが、一般単独事業債になると30億円の借入れとなり、あと6億円を一般財源なりでの対応をしなければならぬために、繰入金として財政調整基金を1億円、庁舎建設整備基金を令和2年、3年度において1億円ずつ積立てた場合で5億円増えるという形で試算をしている。併せて庁舎建設基金については、9億円の繰入れということで試算している。現在の基金残高が7億円であるので、令和2年、3年度に積立てた場合、9億円となる見込みであるために、そのほぼ全額を繰入れた上でさらに財政調整基金で1億円をまかなわなければならないと考えている。地方債については36億円から30億円になり借入れが6億円少なくなる形で積算をしている。令和5年度から9年度の地方交付税において、その影響は出てくるので一般単独事業債を借入れた場合、地方交付税措置はないので毎年度の償還が約3百万円ほど合併推進債の場合とすると少なくなる関係で、それぞれ交付税措置が3百万円ほど少なくなる見込みで積算している。

続いて、歳出の義務的経費の中の公債費について、毎年度の償還が推進債とすると借入額が少なくなる関係で、百万円ほど毎年度少なくなる見込みで令和9年度までは積算をしている。それに伴い収支の見込額についても、それぞれ2百万円ほどの開きが出てきている。この段階では、まだ元金の償還が始まっていないので、大きな開きとはなっていないが令和10年度以降に元金の償還が生じるのでこれ以降に大きな開きが出てくる。

続いて、4ページについては、令和4年度に庁舎建設のために借入れを行った場合の合併推進債と一般単独事業債で借入れた場合の試算をしている。それぞれについ

ての償還表である。事業費を40億円とした場合に、左側の合併推進債においては、36億円の借入れ、30年償還、5年間の据置きで積算をしている。この場合、不足する庁舎建設整備基金について4億円で見込んで積算をしている。これは基金積立てを令和2年度、3年度に行った場合、残高見込みとして約5億円ほど出てくる見込みで積算をしている。実際の借入れを行う場合には、またこの基金等の調整も必要になるので、36億円満額借りずに少ない額での調整というのもできるかと思う。あくまでも今回の説明用として積算している。

借入額を36億円借入れの利率を0.2%でみたときに、令和10年度以降においては、年間に1億4,770万円ほど償還が生じる。ただし、このうちの40%については交付税で措置されることから、差し引いた場合、年間に必要となる一般財源は約8,900万円ほどになると見込んでいる。このようにした場合に交付税で措置される額約15億円ほどが、元金と利子に対して見込まれる。一般単独事業債について、同じく事業費を40億円とした場合に、30億円の借入れが限度となる。同じく30年の償還5年の据置きで行った場合に、不足する10億円については、庁舎整備基金で9億円、それでも不足するので一般財源が1億円はさらに必要となる。償還の積算としては借入額を30億円、利率を0.2%と見た場合に、年間の支払いとしては1億2,300万円ほどになる。毎年度の元金と利子の支払い総額については、合併推進債よりも2,400万円ほどは少なくなるが、交付税措置がないので、逆に交付税措置された残りの一般財源で考えると、一般単独事業債で、約3,400万円ほど一般財源で毎年の支払いが必要となる。合計で、この場合で支払総額の一般財源では約9億円ほど一般単独事業債は償還に係る部分で多くなる。さらに、先ほどの説明のとおり、庁舎整備基金や一般財源でプラス6億円ほど必要となるので、一般単独事業債を使うと、かなりの一般財源が推進債を使うよりも必要となる。もう一つの資料については今後の地方債の借入れ、公債費元利償還金を先ほどの財政計画と合わせた形で積算をしていった場合の令和22年度までの積算したものである。公債費、元利償還金のピークについては、見込みとしては令和13年度が一番のピークになると見込んでいる。

行革推進係長：資料の5ページから7ページにかけて、昨年末に行政改革推進係が県内の新庁舎建設に係る先進地の視察研修を行った際にいただいたそれぞれの建設スケジュールを添付している。資料の5ページについては、出水市の新庁舎建設のスケジュールとなっている。出水市は、基本構想のみの作成に2年間要している。その後、基本設計に1年、実施設計に2年、庁舎の建築工事に2年、都合7年間をかけて、現在既に平成27年度に新庁舎が建設し、開庁済みとなっている。

資料の6ページについては、始良市の複合新庁舎建設の全体スケジュールとなっている。始良市は、本市と同様、基本構想・基本計画を一本として作成をしている。この計画の策定に1年間かけて、現在、令和2年度の欄であるが、今、実施設計に着手しているという状況である。

続いて、資料の7ページについては、伊佐市の新庁舎建設の全体の流れということで添付している。伊佐市は、基本構想・基本計画をそれぞれ別途に定めていた。この基本構想・基本計画の策定に2年間を要し、伊佐市も令和2年度で、今、実施設計に着手しているという状況である。

委員長：これから質疑に入るが、質疑は簡潔にお願いしたい。

日置委員：1ページ目の新庁舎建設スケジュール案の議会の欄、2020年の3月議会に位置条例改正と書いてある。その次の2021年の3月議会にも、位置条例改正と書かれている。どういった内容か。

総務課長：新庁舎の位置については、複数の候補地を示した上で、市民の代表者等で組織する南九州市庁舎建設等市民検討会からの答申に基づき、平成30年9月に知覧農業振興センターの位置が適当であると決定し、それに基づいて市の方針として公表している。従って、この場所を位置条例の一部改正案として提案したいと考えている。令和3年度についても、先ほど申し上げた基本構想とか基本計画の策定を可能な限り職員によって行って、支援業務については外部委託を想定している。この中で市民の代表からなる市民検討会、この中に議会及び有識者等の参画をいただきたいと考えている。位置条例の提案時期について、令和3年の3月、令和4年の3月議会に記載をしているが、前回11月30日の全協で3月定例会にという説明を行ったが、執行部としても、令和3年3月定例会に限定するものではない。市長としても議会の意向等を踏まえて、総合的に判断を行いたいと考えているので、現段階で今後の検討をした中で、例えば市の財政の影響とか、地域の振興策、それから支所機能の在り方、新庁舎の機能とか規模、これらを総合的に勘案して、新庁舎建設の可否の判断をするという考え方も確かにあるので、そうすると、これらを具体化させた後に提案すべきであるというような意見になると思われる。そういった意味で2か所に記載している。

日置委員：2回出すということではなく、どちらかに出すということか。

総務課長：はい。どちらかにするが、それで、もしということがあれば、さらにもう1回ということはあると思う。

日置委員：つまり2か月後に出して、議会が否決だった場合は、3月にもう一度チャレンジする可能性も含めて2回書いているという理解でよろしいか。

総務課長：そのような認識である。

大倉野(由)委員：位置条例を決める地方自治法は4条で書かれているが、基本構想・基本計画が令和3年度に策定されるとのことだが、基本構想がない中での位置条例の改正というのは整合性があるのか。また市民参画の点で、住民等の意見が反映をされない中で位置条例改正をなぜ急ぐのか確認をしたい。

総務課長：地方自治法の規定の中では、建設に関する予算の提案とあわせて条例を出す、もしくは例えば実施設計が始まってからその位置条例を、もしくは建設が完了してか

ら位置条例をといる、いろいろな選択があると思う。位置条例については、場所だけに限れば、市の方針としては知覧農業振興センターとして方針を定めているので、その他のいろいろな調整項目があり、それらを見た上での判断が適当であるというような市民や議会等の意見が多いのであれば、そうすべきであろうと考えている。市民参画の部分で言うと、市民のアンケートもしくは市民検討会の中にも、市民の代表、もしくは希望される方に入ってください、例えば職員のワーキンググループで検討したり、最終的には基本構想案に対するパブリックコメントも求めているので、それらの状況を踏まえて判断とすることであれば、それらを踏まえての提案となると思われる。

大倉野(由)委員：基本構想を示して、市民の皆さんの意見を集約するワークショップやアンケートが必要だと思う。その他にも川辺、顛娃の支所をどういう形で残すのかという問題や今現在ある庁舎がなくなることについて具体的に振興策なども示されるのか。

総務課長：支所機能の在り方について、新庁舎建設の段階で本庁方式に移行し、支所は市民サービスの低下を招くことのないような形で体制を整えていく。庁舎建設等市民検討委員会の答申の中でも、これらは配慮すべき事項として挙げられている。その点についても基本構想案の中で盛り込まれる。新庁舎建設をすると、この庁舎等の解体などで跡地利用の問題も出てくる。それに伴って近隣の通りや地域の住民の方々に対して、振興策をといる部分も当然出てくるので、そこについても同じく配慮すべき事項の中に盛り込まれている。そのこと等について、意見交換や懇談会等を行い最終的なものを集約し、構想案としてまとめる。それに対して市民のアンケートを盛り込んだ形で修正すべき部分があれば、その意見を反映させながら成案にまとめるというような流れになると思う。

大倉野(由)委員：基本構想を6月から策定するということだが、例えば、知覧の郡の方からの要望とか、いろいろな意見は集約されるのか。

総務課長：時期的なところは調整するが、この基本構想の策定業務は市の職員が中心となつて行う。支援業務として外部に委託する部分もあり、進め方としては調整しながらになる。プロポーザルの委託契約をして、いろいろな進め方の順番を調整しながら、総合的に進めていくことになる。

大倉野(由)委員：他市の事例で、始良市などは市民との間での意見交換は、市長自身が随分早い段階からしていたと聞く。基本的には、市民の意見が反映されて、みんなが親しめる、本当につくってよかったと言われるようなものになるべきである。場所や規模も含めて、市民の意見を聞きながら、新庁舎が出来ていくものだと思う。

浜田委員：3市の資料が出ているが始良は人口増の市である。市民の感覚としては、人口が増えて庁舎建設も望まれているという環境にある。人口減で先の見通しが暗いところの資料はなかったか。人口減のところは、新庁舎建設を考えるはずがない。主権

は市民にある。市民から今の庁舎で不便であるとの意見はでてきているのか。市民のためであるという大義名分がないと思われる。そういう中で一方的に計画をつくって押し進めようという姿しか見えない。

総務課長：人口増のところの資料を選抜して示したわけではなく、平成20年代から取り組んでいる、合併推進債等を活用して取組もうとしているところの事例を挙げたもので、そういう意図は全くない。

委員長：質問のもう一点、合併して不便になったという市民からの意見等についてはどうか。

総務課長：庁舎が3か所に分かれており、市民検討委員会等の中の委員の意見では、農政関係は顔姪まで行かなければいけない。教育委員会は川辺に行かなければいけないというようなことで、少なからず住民の方々は移動を余儀なくされているとのことである。当然それは職員も同じであるという意見もあった。また住民の方が知覧庁舎に来られたときに、建物を移動する際に屋根とかスロープが十分ではない。また、子供連れで来られた場合に、キッズスペースや授乳室もなく、子供連れの来庁者にとっては不便な施設である。施設で言うと、個別の相談スペースや会議、打合せのスペースが少なく、来庁者の方が仕切られていないカウンターで話を伺うなどプライバシー保護に配慮すべき部分も多くある。来客用の椅子も少なく、立ったまま事務を待っておられる方もいる。また、職員の環境としては、組織再編に伴い係の場所が変わり、照明の当たらないところに職員が座らざるを得ないというような状況もある。また通路等に物が置かれている状況もある。また配線がむき出しになったままで、漏電の危険性のあるタコ足配線になっているような状況もあり、転倒をするような原因にもなっている。知覧庁舎に限って言うと、駐車場が圧倒的に不足しており、会議の際の駐車場確保や案内も苦慮している。職員に関して言うと、更衣室や休憩室、ロッカーもない。さらには、施設の老朽化により空調などは年次的な修繕費用を要している。

蔵元委員：4月に支援業者選定ということで、公募プロポーザルをすることになっている。市民検討委員会の答申が出ている場所や40億円の建設費を基礎的な情報として、案を出してもらうのか。情勢の変化もある中、例えばコロナ禍で仕事の形が変わってきており、一か所で行う業務ではなくリモートという方法もある。こういった形でプロポーザルをやっていくのか説明いただきたい。

総務課長：プロポーザルのやり方については市が仕様をつくる。検討項目を挙げて、それに対してどの程度の支援をもらうかが委託料の積算となるが、例えば庁舎の規模や機能、必要とするスペース、職員数などを内部で原案を作る。ほかのいろいろな事例等も踏まえながら比較検討をして、人口規模や職員数に見合った規模にすべきである。今、事業費が概算40億円、職員350人と想定しているが、今後、人口規模の減少は続き、職員数は数年後にはさらに抑制しなければならない部分も想定される。

いろいろな組織機構を変えていく中でも、スムーズに配置やレイアウトの変更が可能な形にしていかなければならない。コストを下げるための提案も含めて委託し、アイデアを求める支援を考えている。

蔵元委員：この支援業者で大まかな絵が出てくると思う。非常に大事な契約となるが、このプロポーザルに関しては、どういった組織で決定される予定か。

総務課長：今の段階でメンバーは決定していない。複数の課なり、組織の中で選考していく。その提案内容を求める仕様という部分で、きっちり作り込んでいかないと、それに伴って見積りも変わってくる。それを満足するような形で提案があって、こちらの委託料とも合致するようなところを選定していくと思う。

蔵元委員：役所内の中で選定していくのか。市民や専門家は入ってこないのか。

総務課長：その段階では市民の方々等には入っていただけないと思う。選考した後に、市民のワークショップや職員のワーキンググループが作業部会として入るので、意見としてアイデアや提案などを盛り込むことは十分可能である。

菊永委員：資料のスケジュールの中で、市民参画ということで市民の説明会とある。それと新庁舎建設検討委員会（仮称）の外部委員ということで、市民説明会等が記載されている。これは旧町地域ごとで行うかと思うが、コロナ禍で大人数を集めてやるのか。この件について、どのように市民に広報をし、市民の方々を集めるのか。また検討委員会の中で、何名程の外部委員を考えているか。

総務課長：コロナ禍により、大人数でいろいろな会議等を自粛している中で、時間や開催場所も考えながらの開催になると思う。当然感染症対策としての消毒やマスク、検温等については配慮をしていかなければならない。意見募集の際のアンケート等は直接の接触はないので、重視しなければならないと思っている。庁舎建設の検討委員会として原案の段階であるが、各地域からの公民館連絡協議会の代表者や商工会、社会福祉協議会、PTA連絡協議会などの各分野の方々に、男女共同にも留意して、年齢階層等のバランスを考慮した形で各団体等の代表者、それに加えて有識者として県内では大学教授等が入っている事例が多いようである。また、市民からの公募委員、加えて市長が特に認めるという形で、市議会から2名程度という形で考えたときに、16名程度の委員会組織となると考えている。

菊永委員：財政的なことについて、今一番いい財源は合併推進債という説明である。他に一般単独事業債の説明があったが、このほかの財源は検討したのか。

財政課長：資料には推進債と一般単独事業債ということで示している。その他に公共施設等適正化管理推進事業債というのがあるが、耐震を行っていない庁舎という要件があり、本庁舎は耐震を行っているので対象外である。また、庁舎だけでなく複合的にするものもあるが、現段階で複合的な組合せは想定していない。これらを勘案すると推進債と一般単独事業債が、南九州市として考えられる起債である。

委員長：休憩します。

(休 憩)

委員長 :再開します。

日置委員 :スケジュール案の令和2年度にある市民説明会について、コロナでどうなるかわからないということだったが、現時点で具体的な規模や場所の予定はあるか。

総務課長 :この説明会の開催時期については、位置条例の改正を今度の3月議会に提案するというのであれば、この時期にしなければならないと考えている。しかし市民参画なり、庁舎建設に関するいろいろな本庁、支所の機能、建設規模、地域の振興策などを踏まえた上で提案するべきだという考え方に立てば、この令和2年度中に市民説明会をすること自体、住民に対する説明内容が乏しいので見送ることにもなると考えている。検討を進めている状況をホームページや広報紙等で掲載して、情報提供を絶えず更新していく形で進めて、令和3年度中に説明会を開催する方向のほう望ましいという判断であれば、そういう方向で進めていきたいと考えている。

日置委員 :いつまでに判断する予定か。

総務課長 :3月議会も間近に迫っており、それ以前の判断を当然しなければならない。そこについては本日の皆さんの意見や執行部のほうでの検討もあるが、2月の早い時期には判断をしなければならないと思っている。

日置委員 : 穎娃庁舎と川辺庁舎の機能について、新庁舎建設検討委員会の中で、その内容等についても話し合い、市民サービスの低下を招くことがないようにという説明があった。この市民サービスの低下を招かないという言葉は非常に難しい言葉である。例えば窓口業務だけ残すのか、国保関係を残すのか、介護保険関係は残すのか。ひとり親の方が子供の医療費償還しに行くときは新庁舎に行かないといけないのか。それらを支所庁舎に残すのかなど様々な論点がある。具体的に穎娃庁舎、川辺庁舎でできる業務は何なのか定まるのは、検討委員会の答申で定まるのか。

総務課長 : 庁舎建設等市民検討会の答申の中で配慮すべき事項というところに触れられている案件である。住民の方々が届出や申請手続について、それぞれの庁舎で行うことが望まれている。現在、庁舎間については、文書の発送(メール便)というのがあり、それぞれの庁舎を毎日往復している。これも当然残していくと思う。例えば支所の体制として、現在の川辺庁舎には地域振興係、税務係、農林係、建設水道課係がある。それに加えて市民生活係とか福祉係が追加される形になる。同じく穎娃庁舎についても、今のある係に加えて今度は税務係と農林係が追加される。配置数等については、何人ということは決まっていない。それぞれの業務を所管している職員等で、この程度の業務を窓口で行うべきであるという原案をつくって、支所に残すべき業務の範囲を定めて、その上で、その原案をもとに基本構想を語る中でワークショップやワーキンググループ、市民からの意見などを踏まえて最終決定していくことになる。原案は執行部側でつくって、この程度の業務を残した場合にということを決めた上で配置も決めていく流れになる。

日置委員：決めたものを市民の方に説明するのはいつの予定か。

総務課長：最終的に決め込むという形でいくと、基本構想案を固める時期になると思う。それは令和3年12月頃を思っている。しかし、その前に意見を聞きながらその案にしていくので、意見収集はその前にも行うことになる。

日置委員：今の点は理解できる。次に公募でプロポーザルを行う件について、プロポーザルの点数をつける委員には市民参画は求めないのか。

総務課長：現段階の内部検討の段階ではプロポーザルについては市の方で行いたい。市で業務の進め方や必要な項目を検討し仕様書をつくる形が望ましいと思っている。市が選定するが、その後の関与の部分で市民参加を求めたい。

日置委員：各地の庁舎建設を調べていると、地震に対する対応として、耐震構造か免震構造かで議論がある。耐震は免震に比べて安く済むが、大きい地震に不安がある。免震はお金がかかるけど安心である。本市は免震か耐震か定まっているのか。建設スケジュールの中で今から詰めていくのか。

総務課長：建築住宅課とも協議をしている。それによって基礎の部分が変わり、工事費用等も変わる。構造が全然違うが免震構造が望ましいのではないかと考えている。建設費用等の問題、安全性の問題を総合的に勘案して基本計画、基本設計で決め込んでいく。

日置委員：新庁舎建設検討委員会での有識者の委員はどのような方を想定しているか。行政学か、建築学か、IT関係なのか。

総務課長：県内の事例では建築学の専門家の方がいた。また地域のコミュニティーが専門の方もいた。例えば2名体制にするのかなど、いろいろな選択があるが、今検討している状況である。

日置委員：一番使うことになる今の20代30代の職員の意見はどのように反映されるのか。

総務課長：職員のワーキンググループを設置して、意見を吸い上げることを考えている。例えば市民サービスの部門、事務管理の部門、危機管理の部門、アクセスとか近隣の環境の部門、市民交流の部門というような形で、それぞれのワーキンググループをつくって、それに関係するもしくはその世代ごとの男女という形で、意見を出して全庁的に巻き込んで、多くの職員の意見を吸い上げなければならないと思っている。若手の職員については特に意見集約に参画をしていただきたいと考えている。

日置委員：財政シミュレーションについて、合併推進債の場合でも一般単独事業債の場合でも、令和10年度から一般財源の部分が大きく増えているが、異なる試算の数字ということか。令和10年度から一般財源が1億ぐらい増えているのは償還が始まるということか。

財政課長：償還が令和10年度から大きく増えているが、地方債は5年据置きで、合併推進債の元金の償還が令和10年度から始まるので、その分が大きく影響している。

日置委員：一般単独事業債について、11月30日の全員協議会において、一般単独事業債を

使った場合は、2028年度完成へのスケジュールで出していた。そうなった場合一般単独事業債の起債年度は5年ではなくて7年とか8年とかになると思う。これは便宜的に合併推進債と比較するために、もし令和4年度で起債したらという表か。それとも一般単独事業債を使った場合でも、2026年供用開始を目指すのか。

財政課長：合併推進債との比較をしやすいように、そこに合わせたものである。

日置委員：合併推進債を使った場合の庁舎建設整備基金について、基金を5億円残した場合とあるが、新庁舎をつくる上での消耗品などを買うとしてもまだ余るのではないか。例えば、1回基金を取り崩して、減債基金に繰入れて、償還のほうに事実上回すことは可能か。

財政課長：基金を取崩して減債基金へということについては、基本的に基金の使用目的はそれぞれ条例の中でうたっているのですが、基金を取崩してほかの基金のためにまた積み増しをすることはしない。庁舎の部分で約5億円ほど残っている積算をしているが、その後に見込まれる川辺庁舎や穎娃庁舎の部分へ使うなど加味されることになる。あくまでも比較をするための試算である。

竹迫委員：市民説明会について、今年度の3月とある。位置条例の意見を聞くのであれば分かるが、何を説明できるのか。市民に対する説明会であれば、基本構想・基本計画などができてから説明ができると思うが、どうか。

総務課長：今度の3月定例会に位置条例を出すのであれば、この時期までに、その段階の情報を市民へ説明すべきであると思う。しかし、位置条例を上程し、庁舎建設をこれで進めると考えると、いろいろな配慮すべき事項を踏まえて説明をすべきであるので、令和2年度中の説明会は行わず、市民参画を得た上で、最終的な基本構想の案などが固まった段階での説明会となるのではと考えている。

竹迫委員：新庁舎を建てるに当たっては、合併推進債を利用すべきだと考える。合併推進債を利用する場合に、どのようなことを時系列でやらなければいけないのか。事務所位置決定のタイムリミットはいつか。

総務課長：合併推進債の取扱いについては、資料に令和3年度の4月、地方債同意等基準という記載がある。これは国が正式的にこの合併推進債の延長は行わないが、経過措置として令和4年度末までに実施設計等に取りかかるものについては、その起債を認めるということを示されるのが同意等基準になる。それが示された段階で、9月議会を想定しているが、合併新市基本計画の改正について議案提出をすることになる。そこで国、県との協議が整うので、その後合併推進債の発行期限である令和4年度末までの間に実施設計に着手をするという時系列になる。

竹迫委員：事務所位置の条例改正はいつまでにやったらいいのか。

総務課長：位置条例の改正は、それぞれの自治体で提案の時期が違う。取りかかる前に上程しているところ、基本構想・基本計画の段階で上げているところ、実施設計で上げているところ、もうすぐ建物が完了するという段階で上げているところなどがある。

しかし、その位置条例は非常に重たい議決事項であるので、先ほどから意見をいただいているように、いろいろな配慮すべき事項等をクリアし、市民に説明した段階で、市民の意見等を反映した基本構想とした段階で求めるほうが適当という判断でいくと、本日の段階では、令和3年度末の3月議会とか、その辺での提案ではいかがかと思っっている。

竹迫委員：建物ができる段階で事務所位置の決定をすることは現実的ではないと思う。私が確認したいのは、事務所位置が次の3月議会ですということが出てきたのは唐突な気がする。合併推進債を利用すべきだという考えのもとに発言しているが、事務所位置を議会に提案する確かなタイムリミットを説明いただきたい。

総務課長：事務所の位置を定める条例の改正については、令和4年度中に、年度後半で、ぎりぎりでも実施設計に着手するということを考えれば、令和3年度末の3月議会である。その後の6月、9月でもできなくはないが、その段階で基本設計や実施設計などの具体的などところに入っていくので、設計の詳細の予算をつけていただくと考えれば、令和3年度末の3月議会が第一の候補ではないかと思う。

竹迫委員：今の説明を聞いて令和3年度末が現実的なタイムリミットではないかと思う。今度の3月議会というのは唐突な感じがする。1回出して、どういう結論が出るかわからないが、仮に否決されたとして、また出すことにならないようにして欲しい。イメージとしてもよくないと思う。本市としては3年度末を本市のタイムリミットだという考え方でいいと思う。その間に基本構想・基本計画などを策定して、これを基に市民にも説明をすべきだと思うがどうか。

総務課長：委員からあったような意見で進めていくことで、住民のコンセンサスも得られる。いろいろな意見が反映される基本構想となるので、その進め方で考えていきたいと考える。

竹迫委員：市の若い職員もこの計画に関わるべきだという意見もあった。若い人も大事だが、今まで経験を積み重ねてきた退職前の職員等の意見も大事だと思う。それと女性も。全庁を巻き込んだという課長の説明があったが、全庁的な取組でやるべきだと思うが、その点はどうか。

総務課長：そのように理解している。例えば車椅子で来られる方は2階に上がることがほとんどできない。例えば市長に面会をしたいという方がいても、会議室を下に移して確保するなどの配慮が必要になる。それでいいのかという考え方もある。それぞれの庁舎や知覧庁舎の敷地内でも、簡単に移動出来ない。そのような配慮も必要で、世代ごとに求める機能がある。授乳室が必要な人やオストメイトが必要な人など、いろいろな方がいるので、そういった意見については反映していくべきであると思っっている。

浜田委員：合併推進債は借金である。この問題は期限付ではない。特例法であるので、政府、財務省に申入れをしたら延長はできる。早く借金をしないと駄目と言うから、間違

った議論をすることになる。執行部が事業をするときには、市民に対して大義がなければならぬ。大義を住民が認めたときに事業を進めるべき。長年先人が培ってきた頼娃、知覧、川辺庁舎がある。それで十分身近な行政を活用している。合併し庁舎が遠くなるから不満がくすぶる。最初に住民と話し合いをした上で、新しい庁舎をつくるという流れにならなかったのか。借金が出来なくなるから、早くやろうという政治はしたくない。住民投票をして、市民の心を聞いてから進めるべきだと思う。

大倉野(由)委員：プロポーザルの形で進めるとあるが、3月議会の中で、計画作成等の関連予算もあるが、この中に当然このプロポーザルの予算も入っているのか。新庁舎の規模として、財政的に40億円、職員数350人、3階建、駐車場300台分などを想定していると思う。その中で、頼娃庁舎、川辺庁舎に何人ぐらい配置されるのか、免震か耐震か、公用車の数も分からない。今後、人口減になる中で、大きな建物が必要なのか。身の丈に合ったものが大事ではないか。建設費の40億円についてはこのままプロポーザルで公募をするのか。

総務課長：事業規模で概算40億円という試算の額については全くこだわっていない。平成24年から検討している段階で、当時の試算を先進事例から計算しているもので、安くできるところは安く、ランニングコストもそういった形で考えていく。今後、人口減になれば、職員体制も少なくなっていく。ただ、耐震構造なのか免震構造なのかということや各フロアの所要の面積によって何階建てになるかというのは、今後基本設計などで詳しく反映されていく。

加治佐委員：説明資料の議会の欄について、地方債同意等基準の下に県の協議、9月議会でも合併新市基本計画改正とあるが、このことと位置条例の改正はリンクしないのか。

総務課長：令和3年度の地方債の手引きに記載されていることで、この起債についてはどのような扱いになるのかが具体的に示される。経過措置がそこうたい込まれるので、その経過措置の中で、庁舎建設に取り組むということをして市が県と協議していく。それに伴い9月議会でも新市基本計画の改正を行い、南九州市としては、庁舎建設に取り組むということになると思う。庁舎位置の条例については、この新市基本計画の中で明記する必要はないので二つがリンクすることはない。

加治佐委員：基本計画をつくって、それから市民説明会、検討委員会などで十分検討した後、令和4年3月に位置条例の改正をしたほうが、市民の理解も得やすいと思うがどうか。

総務課長：位置条例の改正の提案時期については、いろいろと意見もいただいているが、令和3年度中の基本構想・基本計画、市民参画、また、議会へのその都度の説明、市民への情報発信などを反映させた形で、令和3年度末の3月議会に上程することを想定していきたい。

竹迫委員：基本構想・基本計画の策定に当たっては、地区公民館の利活用も大事ではないか

と思う。条例改正によって市長部局に移ったので、使い勝手がよくなる。地区公民館を利活用すべきだと思うが、その点はどうか。

総務課長：まちづくり推進課を令和3年4月から置くという課設置条例を先の議会で議決いただいた。地区公民館については、まちづくり推進課の所管となって自治会、地区公民館活動、コミュニティ・プラットフォームの取組などを推進していく。地域のそれぞれの活力、コミュニティを維持していくために、こういった活動というのが必要になる。そこを一元的に集約出来たので、そのメリットを最大限生かすよう取り組みたい。

竹迫委員：ヤスデの薬を貰うのに地区公民館に行ってファックスで送って申請できるという話を聞いたが、できるのか。

総務課長：地区にもよるが、先進的に行っている地区もある。自治会長の業務が非常に負担が大きいことから、それを地区公民館で集約し自治会長の業務や事務的な負担を軽減することによって、自治会長の成り手を確保しようというところもあるようである。人口減少、世帯数減の中で、このような取組が進んでいくことで、地域の一体感やコミュニティ活動が進んでいくのではと思われる。

竹迫委員：支所、本所で行っている窓口サービスの中で、地区公民館でできるようなサービスもあるのではないかと思う。身近なところで行政サービスが受けられるということは、市民にとって非常に便利でありがたいことである。計画に当たっては、そういうところも考えるべきだと思うがどうか。

総務課長：今後まちづくり推進課を中心としたコミュニティ・プラットフォーム活動の中で、できる部分については、そのように進んで行くことが住民の方にとっても良いことである。関係の業務や行事などを集約し、令和3年度からの活動の中で進めていければと考えている。

竹迫委員：いろいろな証明書等をコンビニでも発行できる。しかし、南九州市はコンビニがない地域も結構あるので、地区公民館の利用を視野に入れるべきである。また、合併推進債については南九州市が国にお願いしたら延長できるのか、そういう実現性があるのか。

総務課長：合併特例債は20年に延びた。これは熊本の震災などで建設事業が思うように進んでないという背景があった。合併推進債は15年で再延長は無いとなっている。ここまでの間、県市長会や合併推進債の再延長を求める首長の会で度々要望活動をしてきた。しかし、推進債の延長については、特例債を20年間延長したような状況ではないということで、15年である程度の事業はできると国から示されて、再延長はない見込みであるというのが首長の会に回答があった。これについては、延長はないとみている。

竹迫委員：見込みがないという判断であれば、無いなりのスケジュールを立てるべきだと思う。希望的観測で進むのは余りにも危険だと思うが、その点どうか。

総務課長：南九州市については、15年目が令和4年度に来る。15年目に当たる令和4年度中に事業に着手するという必要がある関係で、資料のとおり、令和4年度中に実施設計に着手し、以降の工事費等についても、起債を活用したいということで、このスケジュールを作っている。約2年間の間でいろいろな手続や住民との意見聴取などが盛りだくさんになっているが、短期間で集中して実施していきたいと考えている。

大倉野(忠)委員：合併推進債の発行期限がはっきりしてきて、今回この新庁舎の建設というのが出てきた。建設についてはこれまでも検討はされてきて、基本設計や実施設計に向けて作成する基本構想・基本計画が一番重要な部分だと思う。様々な意見の集約や議論を尽くして基本構想ができあがっていくと思うが、余りにも期間が短か過ぎるのではないかと思う。この短期間の中で十分納得できる、満足できる基本構想・基本計画ができるのか非常に疑問であるが、どのような考えか。

総務課長：この資料に先進事例を添付してある。例えば基本構想の中で、位置の選定の問題などいろいろな検討事項があり長期間を要しているところもある。この2年間のうちの基本構想から実施設計の着手というスケジュールであるが、建築住宅課や建設課などとも実際にこれで動けるか協議を重ねてきたが、これでいけるのではないかという目処も立っている。財源については、合併推進債と一般単独事業債では、一般財源の必要額に14億円ぐらいの差がある。これを活用する努力をせず、その部分が市民サービスの低下にしわ寄せとなることを避けるためにも、可能であるならば、これで何としてでも集中して取り組むべきであると考え、推進を図ろうという決断をしている。

大倉野(忠)委員：コロナ禍で思うように会議も出来ない。こういう状況でも短期間で基本構想、基本計画というのを策定していくのか。そこまで考慮した上か。

総務課長：この段取りの中で1番考えなければならないのはワークショップのやり方や説明会の規模、会場の規模だと思う。これについては開催時点での状況にもよるが、ある程度広いところで、短時間でというやり方もある。あるいは少人数とするならば会場を増やすというやり方もある。その状況に応じての対応になるが、対策を打ちながら実施をしていく方向で考えて、この中で進めていく。

西委員：温暖化の関係で災害発生の可能性が高くなってきている。避難場としての計画があるのか。それに対する国の助成はどうか。

総務課長：庁舎の建設の事例等の中で、玄関ホールや会議室の一部を資材のストックヤードとして使っている場合や緊急の一時的な避難所に指定して使っている事例はある。緊急防災、減災的な部分での補助としては、調査中ではない。耐震化をしていないければ借り入れる起債等の該当はあるが、本市はそれに該当しない。

西委員：庁舎の規模について、公用車や倉庫も相当必要になってくる。以前の計画では庁舎3階建ての構想だが、これを加味したものが、基本構想・基本設計の中に入っていくのか。

総務課長：公用車の駐車スペースや倉庫の部分については、事例の中でも、建物規模の割合に応じて当然必要になる。庁舎の中ではなく、別に造る場合もある。構想段階で検討されて、その分のスペースは確保していく。

西委員：アンケート、ワークショップ等は、基本構想・基本計画がある程度中間報告がされた後でないと判断材料に欠ける。そうすると基本計画・基本構想がある程度固まった時点で、市民説明会、アンケートをするべきだと思うが、どうか。

総務課長：アンケートについては、新庁舎に求める機能やスペースがあると思う。それらを反映させて、その後に修正できる部分はしなければならぬ。それを考えれば、市が基本構想の原案というものをまとめた段階で、それに対して意見を反映させる。もしくは原案をまとめる前に庁舎に求めるものは何ですかというようなアンケート等をする。その二とおりがあろうと思うが、今後検討することになる。

西委員：アンケートの範囲についてはどう考えるか。

総務課長：アンケートの対象者については、いろいろな世代、いろいろな年代の男女でと考えると、任意で抽出し、いろいろな層からのアンケートを得られるようにすべきである。

西委員：市民の中から選抜して、例えば各種の団体関係の方々にアンケートをもらうということでもいいか。

総務課長：ある程度大きな団体の委員については、市民の検討会にも入っていただく。それ以外の方については、一般の方から抽出で、人口の何分の1の方の方に協力をいただきたい。例えば、アンケートとして、事業所とか、そういった方々に意見を聞くというようなこともあっていいかと思う。

上赤委員：穎娃支所、川辺支所の今後の在り方が非常に大事だと思っている。支所の在り方や地域の振興策も基本計画に入れるとの説明を受けた。川辺、穎娃は耐震工事を平成26年に行っているが、各庁舎は構造的にいつごろまでは大丈夫というような見通しはあるのか。

総務課長：コンクリートの強度などの耐震診断を行っているが、知覧庁舎と比べて穎娃庁舎はコンクリートの強度が高い数値が出ている。ただあと何年ということは明言出来ないと建築住宅課からは聞いている。

上赤委員：指宿市においては、開聞支所を取壊して新しい庁舎をつくるという基本計画が出ている。穎娃、川辺はしばらく今の支所を使っていくと思うが、最終的にいつかは取壊す時期が来る。それについての考え方も基本計画の中ではしっかりとしたものを入れてほしい。

竹迫委員：資料の出水市のところで、太陽光発電工事とあるがどういうことか。

行政改革推進係長：その部分については具体的に聞き取りを行っていない。

竹迫委員：問い合わせをして、次回にでも説明いただきたい。

委員長：ここは確認して報告をいただきたいということだがどうか。

行政改革推進係長：そのようにしたい。

日置委員：新しい新庁舎建設検討委員会について、過去2回の市民参加型の検討委員会については、会議資料と会議録の公開、傍聴許可等出ていたと思う。話し合われた内容の公開、傍聴については、過去2回と同様に考えるか。

総務課長：過去2回については要綱等で定めた委員会組織で、今回は条例に基づく委員会組織となる。情報の公表、傍聴については、全面的に行っていくという方向で考えるべきだと思っている。

日置委員：傍聴を認めるということは事前に市民に対する告知が必要だと思うが、その告知についてはどのようにするか。

総務課長：開催予定スケジュールについても公表していく。その段階で、人数制限をしなければならぬようならば申込みをとるなどの対応をしたいと思う。

日置委員：資料にある今年の市民説明会は、市としてはやる方向性だったのではないか。

総務課長：この市民説明会の位置づけについては、今年の3月議会に位置条例等の改正を出すのであれば、その段階でも持ちうる情報等を説明すべきであろうと考えて設定した。両論を併記したような形で資料を作成しているが、令和3年度末の3月議会に位置条例を提案するという方向でいくのであれば、今年度中の市民説明会の開催は見送りたい。

日置委員：3月に位置条例改正を出すから市民説明会が必要だという説明だが、その間の言葉がわからない。これは位置条例に関係なくやるべきだと思っている。私は今日に向けて報告会や市民の方に意見を聞いた。圧倒的な情報格差がある。行政や議会は過去10年間の流れが全部わかっているが、ほとんど市民の方は知らない。位置条例について、3月に出されて議会が困るということもあるが、市民の方はなおさら困る。位置条例改正を出さなかったらやる必要がないというのはなぜか。

総務課長：公表されているもので市民が知りうるものとして、12月初めに出た新聞等の記事もある。今回12月末に市のホームページ上で新庁舎関係の掲載をしている。1月号の広報紙には1ページ新庁舎建設記事を掲載する。3月議会に位置条例を出さないのであれば市民説明会は必要ないということではないが、市民説明会の中で出している情報が非常に限られている。それは平成30年10月の市政懇談会という形で市民に説明をしている内容と全く同じの説明になる。加わるとすれば、財政上のシミュレーションと合併推進債の取決めが変わり、延長されると期待していたが、延長がなさそうだという説明である。今のところ公式に説明できるのがその程度であり、全体のことを考えて位置条例を位置づけるという声もあるので、ある程度方向づけをした段階で説明したほうがよいのではないかと考えている。そういう意味で、今年2月の説明会については、開催しても提供できる情報が少ないので見送ってもいいのではないかと考えている。

日置委員：位置条例を出さないからやらないという説明だったと思うが、今の話だと位置条

例をいつ出すかよりも、むしろ基本構想と基本計画が定まった後に市民説明会をやったほうが良いということか。現段階において出せる情報が平成30年に行われた説明会とほぼ同等だからという説明だと思う。なぜ市民説明会をやらないのかの理由は重要である。条例改正と関係あるのか、ないのか。今の話だと条例改正よりも基本構想や基本計画前だからやらないと聞こえるがどうか。

総務課長：11月30日の全員協議会の中で、位置については執行部側の方針については固まっていると説明した。それ以外の要素もあるのではないかという声もいただいているので、二つの案を入れてある。今の状況下で市民説明会をすることについては、先ほど申し上げたぐらいの要素しかないという11月の段階でも発言している。そのことについて、全く齟齬はないつもりである。

浜田委員：穎娃、川辺の庁舎を絶対に守り、身近な市政を進めるということが大前提である。総務課長は責任を持って答弁していただきたい。合併推進債の借金をする問題は時限立法なので、政府の責任者が延長法案を作ると言えばできる。

大倉野(由)委員：推進債の償還計画について、地方債残高が示された。大きなプロジェクトとして太陽光発電や川辺の消防分遣所建設がある。また、新クリーンセンターの建設計画で257億円が落札された。そういった大きなプロジェクトについては、財政計画の数値に入っているのか。

財政課長：資料2ページに記載している財政計画の数値に庁舎建設、新クリーンセンター、太陽光発電、川辺分遣所等を加えて積算をしている。資料4の1ページの地方債残高についても同じ形で積算している。

大倉野(由)委員：資料の地方債残高は、これらの大きな事業を含めてのものか。

財政課長：そのとおりである。

委員長：ほかに質疑はないか。

(「無し。」という声あり)

(休憩 執行部退席)

委員長：再開します。施行部への質疑をしたが、皆様から何かないか。

委員長：次の日程について、意見のまとめや今後どのように調査するのかを議論したい。次回開催を1月20日前後はどうか。

浜田委員：住民の納得のいかない進め方には反対である。私は覚悟を決めて望む。

委員長：特別委員会は自分たちで調査をし、皆さんの意見のもとで進めていく。ここで庁舎を建設するしないを判断するのではなく、調査すべきことを検討するために特別委員会を立ち上げている。

日置委員：いつまでに提言書を出さないといけないのか。その次のスケジュールもないと次回の日程がそれでいいか判断できない。委員長、副委員長はどのように考えているか。

委員長：前回の特別委員会で提言をどこで出すのかという意見があった。3月定例会で提

言を出すのか。3月でなければ、いろいろな調査項目を特別委員会で調べることができる。もし3月で出すのであれば、タイトなスケジュールの中で特別委員会を開いて提言をまとめて、この特別委員会を終る形になるのかどうか。私と副委員長の話の中では、今日の状況を踏まえて4回目で協議して、今後のタイムスケジュールを自分たちで決めていくべきではないかと思っている。

竹迫委員：質疑の中で庁舎の構造的な質問が出たので、建築住宅課や建設課にも来てもらって、そういう質問にも的確に答弁していただけたらどうか。

委員長：20日前後に特別委員会を開催したいと思うが、日程についてどうか。
（「異議無し。」という声あり）

西委員：20日に特別委員会開いて、どういう議論をするのか。我々は庁舎全てに関してよく理解してない。執行部が各課から各年代の職員を入れてワーキンググループを作って、それを基本構想に提言をしていくことも踏まえて、議会としては特別委員会でどのような議論していくかという議題を設けるべきではないか。

蔵元委員：執行部からの説明はある程度された。我々の議論をしないといけない。まず、テーマとして、位置についての議論をしないといけない。論点がずれないように分けて話していかないと議論が煮詰まらない。議題を順番立てるのがいいと思う。

委員長：順番的に、新庁舎の位置についてと3庁舎に関して機能や建て替えの問題について、まずこの二つを協議すればと思う。それで終わりではない。今後いろいろと協議すべきことはあるが、今回はそれでよいか。

竹迫委員：事務所位置を決めるに当たっては、基本構想・基本計画などが大きな判断材料になると思う。議会としては基本構想・基本計画に盛り込む内容について議論したい。執行部から提案のあった構想、計画についてこれを外したほうが良いとか、これを加えた方が良いとかの話をしたい。

蔵元委員：そういうことも含めて、今まで庁舎の在り方市民検討委員会が平成24年にあって、場所を決めるための庁舎建設等検討委員会もあった。これに反対する方はいるとしても。流れとしては場所のコンセンサスはとれていると思う。その辺の議論を深めないといけない。今まで10年間の話は何だったのかということにならないように、順番立てて今までどういうことを決めてきて、ここにいたったと確認をする意味も含めて。認められないという意見もあると思うが、そこを決めていくべきである。

委員長：位置については、あくまで提言が出されたもので、まだ位置条例も決まってない。次回の20日の特別委員会では、位置に関することと3庁舎に関することの協議をしたいと思うがどうか。

事務局長：そもそも今度の3月議会に位置条例を改正させてくださいということが出てきて、全協での説明だけでは理解が深まらないので、いろいろと調査すべきであるという意見があり、特別委員会を立ち上げたと理解している。今日の総務課長の説明で、本日の議員の意見を踏まえて、位置条例は来年度の3月に出すことも想定をしてい

るという答弁をいただいた。しかしそれは総務課長の考えだと思う。市長が出すと言えば出さざるを得ない。次回は特別委員会としては1年間は基本計画・基本構想を策定してから位置条例の条例改正の時期を令和3年度末にさせていただきたいというようなことを議会として、執行部、市長に提言してはどうか。特別委員会で表現などをまとめて、特別委員長名若しくは議長名で、市長宛に提言をしたほうが良いと思う。その間に市民を交えた基本構想・基本計画を作り、住民説明会もしていく。この特別委員会は、議会独自でその間に、例えば出水市の支所の在り方を視察に行くとか勉強して、それを1年間かけて、提言としてまとめてはどうか。位置の問題も深める議案だと思う。他には支所の在り方、振興策、それについて議会の独自で1年かけて、条例改正までに、いろいろな議論を深めていけばいかがか。20日の特別委員会は、提言書を出すか出さないかということを一いつ議題を設ければどうか。

委員長：位置条例をどこで出すかということの要望、意見書を出す形の取りまとめをした。その上で出水市、始良市、伊佐市等の先進地調査も含めて協議をしていければと思うがそれでよいか。

(「はい。」という声あり)

大倉野(由)委員：建物の規模等について、私たちが知る手だてとして類似市の全国の事例の資料がないか執行部に聞きたい。

委員長：類似施設の数の資料は県内で調査したものを執行部が出した。資料にあることについての質問はできるが、それ以外は自分たちで調べるべきである。

大倉野(由)委員：他に平成30年の全協との関連で執行部へ回答していただきたいことが二つある。予定地が文化財との関係で、地質調査をいつの時点とする予定なのか。市内の遊休地の活用状況などについても一覧表もいただきたい。

委員長：位置が決まって建設になった場合に、そういう調査も入ってくるとの説明であった。いつするかは答えられないと思う。遊休地に関しては、庁舎建設とは関係ない。

大倉野(由)委員：財政面での観点が必要である。

委員長：庁舎建設に関する資料要求ということであればだが。

大倉野(由)委員：庁舎建設は財源問題が問われているのではないか。

委員長：大倉野(由)委員から要望があった資料要求は妥当と思うか。

(「必要なし。」という声あり)

松久保委員：特別委員会で資料要求した庁舎建設検討委員会の資料95ページ等に、先進事例の建設の延べ面積、金額などが載っている。資料を詳細に検討、研究してから質問をされたほうが良いと思う。

大倉野(由)委員：類似市が全部は載ってない。いろいろな事例があると思う。

委員長：あるのであれば自分でも調べるべきである。

これで、第3回新庁舎建設に関する調査特別委員会を終わりたい。

(調査特別委員会 終了)